

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	70
提出時期	平成 27 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          町長が公表する人事行政の運営等の状況に、法改正の趣旨に基づき「職員の人事評価の状況」「職員の休業に関する状況」「職員の退職管理の状況」を加えます。</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成 28 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	71
提出時期	平成 27年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町個人情報の利用等に関する条例		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>  行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年法律第27号)は、次の事項について地方公共団体が定める条例に委任しており、</p> <p>①個人番号を独自で利用する場合  ②庁内連携  ③同一地方公共団体内の他機関(町部局や教育委員会)への特定個人情報情報の提供</p> <p>これらを行う場合は条例制定が必要となります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  ひとり親医療費、重度心身医療費、こども医療費及び就学援助費の助成事務について独自利用が出来るようになります。また、個人番号利用事務のための庁内連携を行うことや教育委員会への情報提供が出来るようになります。</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成28年1月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	72
提出時期	平成27年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埜町税条例等の一部を改正する条例		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成27年法律第17号)が平成27年5月7日、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が平成27年9月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する部分を改正することになりました。</p>		
	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>① 埜町税条例の一部改正            ・法律の改正に伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改称する。</p> <p>② 埜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正            ・地方税当局へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人番号を記載する欄を追加する。</p>		
	<p><b>【施行期日】</b></p> <p>① 平成28年4月1日            ② 平成28年1月1日</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	73
提出時期	平成 27年 12月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>  東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が施行されたことにより、埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正が必要となった。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に関連する福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことにより、第1条中「第64条又は第65条」を「第74条又は第75条」に改める。第2条中「第64条」を「第74条」に、「第65条」を「第75条」に改める。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日から施行する</p>		
担当課	町民課		